

○島田市高齢者等居場所整備事業費補助金交付要綱

平成27年3月31日

告示第61号

(趣旨)

第1条 市長は、高齢者の孤立化等を防止するため、高齢者が自由に集い、交流することができる身近な居場所を設置し、及び整備する地域の住民又は団体（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「居場所」とは、高齢者の生きがいつくり、介護予防、認知症予防等を図るため、地域の集会所等に高齢者等が集い、交流する場であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 団体等が主体となって設置し、運営するものであること。
- (2) 主に65歳以上の高齢者を含めた住民を対象として設置するものであること。
- (3) 地域の集会所等、高齢者等が気軽に利用できる場所であること。
- (4) 次のいずれかを満たすこと。

ア 1月当たり2回以上かつ1回当たり3時間以上設置するものであること。

イ 1月当たり3回以上かつ1回当たり2時間以上設置するものであること。

2 この要綱において、「居場所整備事業」とは、次の各号に掲げるいずれかの方法で居場所の設置又は整備を行うことをいう。

- (1) 公会堂等利用型（地域の公会堂等を利用することにより設置することをいう。）
- (2) 借家型（建物等を賃貸借することにより設置することをいう。）
- (3) 施設併用型（高齢者福祉施設等の一部を併用することにより設置することをいう。）
- (4) 自宅開放型（自宅の一部を開放することにより設置することをいう。）

（平30告示9・一部改正）

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、居場所整備事業であって、市長がその実施を必要と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある事業
- (2) 専ら特定のサークル活動等を行うことを目的とするものであると認められる事業
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするものであると認められる事業
- (4) 営利を目的とする事業

- (5) 所有者以外の団体等が申請する事業であって、事業の実施に係る所有者の承諾が得られていない事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公会堂等利用型及び借家型 手すりの設置、段差解消等バリアフリー化及び居場所を設置するために必要となる建物の改修に要する経費並びに次号に定める経費
- (2) 施設併用型及び自宅開放型 机、椅子その他の備品（居場所以外で使用される備品を除く。）の購入及びチラシ、看板の作成等居場所の周知に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の率は、補助対象経費（補助対象経費について国・県等から補助金等の交付を受けている場合にあっては、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額）の10分の10以内とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1の事業につき1回とする。

(平30告示9・一部改正)

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、あらかじめ、規則第13条第1号ア又はイに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書
- (3) 見積書その他の補助対象経費の金額が確認できる書類（以下「見積書等」という。）の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする団体等のうち概算払を受けようとするものは、前項各号に掲げる書類のほか、規則第13条第10号に規定する資金状況調べを添付するものとする。

(平30告示9・一部改正)

(交付の条件)

第7条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助対象事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

- イ 補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする場合
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならないこと。
  - (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
  - (4) 市長の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その補助金の全部又は一部を市に納付させることがあること。
  - (5) 補助対象事業により効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

（交付の決定の通知）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号ア又はイに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした団体等に通知するものとする。

（平30告示9・一部改正）

（変更の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた団体等が第6条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 変更後の見積書等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請書の提出をした団体等に通知するものとする。

（平30告示9・一部改正）

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体等は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 補助対象事業に要した経費の領収書の写し
- (4) 居場所の整備後の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（平30告示9・一部改正）

（交付確定の通知）

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた団体等に通知するものとする。

（平30告示9・一部改正）

（補助金の請求）

第12条 補助金の確定を受けた団体等が補助金を請求しようとするときは、前条の補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

（平30告示9・一部改正）

（概算払の請求手続）

第13条 補助金の交付の決定を受けた団体等が補助金の概算払を請求しようとするときは、規則第13条第9号に規定する概算払請求書を市長に提出しなければならない。

（平30告示9・追加）

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（平30告示9・旧第13条繰下）

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月24日告示第9号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の島田市高齢者等居場所整備事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。